

次期新学習指導要領と『教育課程づくり』という課題

校長 植田 健 男

現行の学習指導要領は、2010（平成22）年から、順次、幼稚園・小・中・高と年次進行で段階的に実施され始め、既に、五年が経った。通常、十年サイクルで全面改訂がなされることを考えると、まだ道半ば、ということになる。しかし、既に、次期改訂に向けた作業に着手しており、ほぼその骨格が示されるまで来ている。少し、詳しく言うと、次のような経緯を辿っている。

2014年（平成26年）の11月20日中央教育審議会総会（第95回）において、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」という諮問がなされ、12月4日には、教育課程部会（第90回・第7期第7回）が開かれて、そこで教育課程企画特別部会の設置が決定された。翌2015年（平成27年）1月29日には、第1回目の教育課程企画特別部会が開かれ、その場で、初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について諮問理由等の説明がなされて、これについて討議し、これ以降、ヒアリング等を月二回程度のペースで開催し、去る8月20日、第14回教育課程企画特別部会で「論点整理（案）」が提示された。こうして、次期学習指導要領の全面的改訂に向けて、今秋以降、各学校種、教科等別の専門部会において、この論点整理を踏まえて検討がなされ、それらの審議のまとめを経て、2016年（平成28年）中には、中央教育審議会として答申する予定となっている。

改訂の度に、「生きる力」や「ゆとり」などのスローガンが掲げられ、その時々、生活科や総合的な学習の時間などの、いわば「目玉」が提示され、一挙に、それらが学校現場や教育実践の焦点として喧噪され、同時に、「新教育課程」と銘打って教育雑誌の特集が生まれ、山のような出版物が出されることになる。それを考えると、今回は、「アクティブ・ラーニング」一辺倒になることは、今から容易に予想されることである。

しかし、よくよく考えれば、全面改訂された学習指導要領が新たに出されるとしても、これを平気で「新教育課程」と呼ぶこと。また、それが何の違和感もなく教育界で受け入れられてしまうこと自体に、実は、とても大きな問題がある。しかも、それは極めて本質的な問題として指摘されなければならないようなレベルのものなのである。

学習指導要領は、戦後はじめて出されて以来、今に至るまで「教育（科）課程の基準」とされており、その教

育課程は地域や子どもの実態に応じて、一つひとつの学校において編成されなければならないものなのである。にもかかわらず、新学習指導要領＝新教育課程として受け止められているところに、今日の日本の学校における教育課程の現実態が、あられもなく示されている。日本のすべての学校の教育課程が、全く同一のものでない限り、このようなネーミングはあり得ないのであり、それが違和感なく受け止められるとしたら、それは現実の教育課程の驚くべき貧困化、ないしは空洞化が見られるからに他ならない。

この問題については、これまでも学習指導要領の改訂の度に論じてきたことなので、ここで改めてくどくどと同じことを繰り返すつもりはない。私がここで指摘しておきたいのは、こうしたこれまでの深刻な問題状況を経て、今回の教育課程企画特別部会の論点整理において、ようやく本来の教育課程の在り方について論じられているということである。

ここに語られていることを、そのまま額面通りに受け止めるものではないし、やはり新学習指導要領は、深刻なくつものあらたな問題を抱え込まれようとしているのは事実である。しかし、あらためて教育課程の在り方そのものを問題にしなければならいところまで、学校の現実には来てしまっていること、そして、初心に戻らなければ日本の教育がにっちもさっちも行かなくなっていることは、正面から受け止めなければならない、と考えている。

本来、こうした営為は、「教育課程づくり」と呼ぶべきところを、何の定義も区別もないままに「カリキュラム・マネジメント」と表現されているところに、大きな不安を感じざるをえないが、少なくとも、ここで提起されていることの意味を、もう一度、しっかりと受け止めなければならないのは事実である。

本校において、誰にでも解るように、明確な教育課程がつくられ、示されてきたかと言うと、少なからず疑問が残るが、少なくとも学習指導要領との区別を前提として、生徒たちの実態に応じた本校独自の教育活動の全体計画がつくられてきたことは、間違いない。このことの意味を噛みしめて、あらたな発展を目指すこととした。